

# 農業改善事業補助金フロー

① 希望農家把握（JA・農家組合長等）

※関係農家は、認定農業者又は、原則として2戸以上の農家集団



② 農業振興事業補助金交付申請

↓ 5月下旬



↓ **6月28日(金)**まで



- ・事業計画（町） ・収支予算書（町）
  - ・組合名簿 ・組合規約 ・案内図
  - ・見積徴取結果表（2社以上の見積書添付）
  - ・製品カタログ
- ※受益農地一覧表を添付

③ 補助金交付決定通知（町）7月上旬



↓ 申請者は、農業機械等を発注する。

↓ 納品後は、下記の手続きを行って下さい。また納品された機械等には

↓ この制度資金を活用した証明として、「令和6年度農業改善事業」の文字を

↓ シール又は手書きでも良いので記して下さい。



④ 検査 ※役場から検査にお伺いします。この検査が済むまでは、納品された



トラクター等は、使用しないで下さい。



⑤ 農業振興事業実績報告書

- ・事業実績（町） ・収支決算書（町）
- ・農業機械等の写真（前後左右）



⑥ 町費補助金請求書（町）



⑦ 支出 検査・実績報告書提出後、請求書記載の口座に補助金を振り込みます。



⑧ 領収書提出

※ 農協を通じて申請している方は、実績報告・請求書の作成を農協に依頼して下さい。